

平成 29 年 8 月 18 日発行

## 口座振替のご案内

弊社へのお支払いについて、便利な口座振替がご利用頂けます。

### 【お手続き】

- ① 所定の「**口座振替依頼書**」に必要事項をご記入下さい。
  - ② 金融機関へご提出後、控えを弊社へお渡し下さい。
- 以上のお手続きだけで、口座振替がご利用頂けます。

※**口座振替依頼書**は弊社でご用意致します。

### 【メリット】

- ・現金のご用意、小切手の発行、振込み手続き等の手間が省けます。
- ・ご負担頂いている振込手数料や小切手代などの費用負担がなくなります。

### 【振替日】

- ・翌月 5 日に振替となります。

**ご希望のお客様は担当者までお問合せ下さい。**



## 育児休業期間が延長されます

現在子が 1 歳に達する日までの期間に限り、育児休業を取得することができます。但し保育所に入れない等の場合には、子が 1 歳 6 ヶ月に達する日まで育児休業期間を延長することが例外的に認められていました。

今回、育児介護休業法の改正により平成 29 年 10 月 1 日から子が 1 歳 6 ヶ月に達した日以後も保育所に入れない等の場合、事業主に申し出ることにより、子が**最長 2 歳に達する日**まで育児休業を**再延長**できることとなりました。

これに伴い再延長した育児休業期間中も子が最長 2 歳に達する日まで、雇用保険から支給される育児休業給付金を受給することができます。

共働き世帯が増えている中待機児童解消のために政府はあらゆる取り組みを行っていますが、待機児童は増加していると言われています。子が保育園に入れないことを理由に、退職を余儀なくされる事態を防ぐのが狙いです。



## 『デジタル遺品』を遺したまま…あなたは大丈夫？

デジタル機器やインターネットを使ったサービスが全盛の現在、デジタル資産が持ち主の死とともに『デジタル遺品』化するケースが急増しています。

### 1. デジタル遺品とは

故人がデジタル機器やインターネット上に残した様々な情報を言います。具体的には、スマホ・パソコン本体やインターネット上のクラウドなどに保存されたままとなっている写真・動画・文章などのデータ、ネットバンキングの口座や株券、SNS やブログの記録などがあります。



### 2. デジタル遺品の種類

#### ① 【資産価値のある遺品】

ネットバンキングの口座や株券などは、資産価値があるため当然遺産扱いになります。家族が情報を把握しておかないと、遺産分割後に発見され、遺産争いの火種になる場合があります。また、故人がFXなどで損をしていた場合、多額の借金が発覚することもあります。

#### ② 【SNS やブログの記録】

Facebook や Twitter など SNS に登録されている方やブログを開設している方も少なくないと思います。放っておくと悪意のある第三者が故人に成りすましたり、嘘の情報を流したりする可能性もあります。

#### ③ 【ハードディスクに保存された文章や写真等】

故人が趣味で集めたものや、家族の思い出などはハードディスクに保存されていることが多いでしょう。しかし、中には知られたくないものもあるかと思えます。趣味や思い出の写真などを一緒に保存しておいた場合、見つけた遺族が困惑するかもしれません。

### 3. デジタル遺品特有の問題点

- ・ パスワードのロックが自宅や金庫の鍵と違い、**非常に強固**である。  
(FBI ですら最新機種でもないごく普通の iPhone5c のロックを解除出来なかったそうです。)
- ・ ソフトやアプリが多岐に渡り、デジタルファイルの保存先がどこか、**本人以外に探すのが難しい**。
- ・ 不都合なデータも経年劣化せず、さらに SNS など拡散することもあり、**完全な削除が事実上不可能**。
- ・ **利用者の死後を想定していない**機器やサービスが多く、ガイドラインの様なものが存在しない。
- ・ 遺族がパソコンに詳しくない場合、処分方法によっては**個人情報流出の危険**がある。

### 4. デジタル終活のススメ

今では 60 代で約 8 割、80 代以上でも約 2 割の方がデジタル機器を使用している時代です。パソコンに不慣れな方にデジタル遺品が遺された場合、従来ではありえなかったような形で遺族や得意先を困らせる危険性があります。

残される遺族のために、生前にスマホやネット銀行などのパスワードを伝えておくか、亡くなった後発見されるであろう場所に『デジタルエンディングノート』を残しておくなど、通常の遺品と同様に『デジタル遺品』も整理しておくことをおすすめします。